

栃木県ライフル射撃場の指定管理業務に関する質問・回答について

No.	資料名	頁数	項目名	質問内容	回答
1	(別紙1) 栃木県ライフル射撃場指定管理業務に関する仕様書	14	第5管理運營業務の基準1射撃場の施設の維持管理に関する業務②物品の管理に関する業務②備品の管理	SIUS（電子標的）を指定管理者にて十分に点検・メンテナンスを実施していたが、「リスク分担表」における「不可抗力」以外の理由で故障・損傷した場合、その修理・入替の費用はどちらの負担になるのかご教示ください。	44頁（別記4）施設の改築及び修繕等の実施区分に記載のとおり、100万円以上の修繕については、県の負担となります。ただし、県の承認を得た場合、200万円未満の修繕については、指定管理者が実施可能となります。なお、修繕・更新等については、不具合の状況等を考慮しながら判断することとなります。
2	(別紙1) 栃木県ライフル射撃場指定管理業務に関する仕様書	14	第5管理運營業務の基準2有料施設等の利用の許可に関する業務①専用利用に関する業務①利用受付	公平・公正な利用確保の為、インターネットによる予約システムの導入を検討しておりますが、本業務における県の方針をご教示下さい。	県が導入する予定はありませんが、利用者の利便性向上に寄与するものについては、前向きな提案を御検討ください。
3	(別紙1) 栃木県ライフル射撃場指定管理業務に関する仕様書	14	第5管理運營業務の基準4その他附帯する業務⑦その他の附帯業務	施設内で管理者が利用者の安心・安全の為の物品販売は可能かご教示ください。（絆創膏・コールドスプレー・経口飲料等）	利用者サービスの向上等を目的とした自主事業としての実施は可能です。なお、実施にあたっては、県に事業内容を提案し、承諾を得る必要があります。
4	(別紙1) 栃木県ライフル射撃場指定管理業務に関する仕様書	17	第5管理運營業務の基準3射撃場の運営に関する業務⑤インボイス制度への対応	申請者の応募資格の項目に「消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者として登録を受けた又は登録を受ける予定の法人その他団体であること」とありますが、コンソーシアムで申請する場合は代表企業のみならず、構成員についても適格請求書発行事業者である必要はあるのかご教示ください。	利用者等に対してインボイスが発行できるよう、必要に応じて適格請求書発行事業者として登録を受けてください。なお、個別具体的な判断は、所管する税務署に相談してください。
5	(別紙1) 栃木県ライフル射撃場指定管理業務に関する仕様書	18	第6管理運営に要する費用1利用料金の設定	専用利用における予約を利用者が、利用予定日の7日前までにキャンセルする場合は、その利用料の全額もしくは一部を返還する規定となっておりますが、その割合については管理者が決定することができましょうか。もしくは県がその割合を指定するのでしょうか。ご教示ください。	条例改正（令和6年4月1日施行）により、還付の扱いが変更されております。（栃木県ライフル射撃場設置、管理及び使用料条例→栃木県ライフル射撃場設置及び管理条例） 本改正条例では、次のとおり定められており、指定管理者が県の承認を得た上で基準を定めることができます。 「指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けて定めた基準により、利用料金の全部又は一部を免除し、又は還付することができる。」（第6条 利用料金の免除等）

6	(別紙1) 栃木県ライフル射撃場指定管理業務に関する仕様書	18	第6管理運営に要する費用1利用料金の設定	ビームライフル（総額10,688千円）が設置されていますが、これら機材の機能を維持するためのメンテナンス費用は別途に予算措置が講じられる予定はありますでしょうか（1,000千円を超えるものを除く）。もしくは管理者がメンテナンス費用を捻出するために「機材維持管理費」という名目で利用者から料金を求めることは可能かご教示下さい。	メンテナンス費用について、別途予算措置を講じる予定はありません。また、利用料金とは別に「機材維持管理費」として利用者から料金を求めることはできません。
7	(別紙1) 栃木県ライフル射撃場指定管理業務に関する仕様書	18	第7自主事業(1)費用及び料金の設定	大会等のイベント開催時に駐車場を利用し、キッチンカーやメーカーのサービスを自主事業として検討しておりますが、敷地の賃地料の設定をご教示下さい。	施設目的外使用をする場合は、県に申請が必要となり、県に使用料を納付することとなります。使用料については、固定資産評価額や貸付面積等により判断するため、個別に協議願います。
8	(別紙1) 栃木県ライフル射撃場指定管理業務に関する仕様書	19	第8留意事項(8)キャッシュレス決済の導入	キャッシュレス決済の導入にあたり、決済種別（QRコード、クレジット、電子マネー）の制限はあるのかご教示ください。	制限はありません。
9	(別紙1) 栃木県ライフル射撃場指定管理業務に関する仕様書	20	施設維持管理業務仕様書2業務内容(2)維持管理業務ア設備等維持管理業務	トイレの容量が小さく、国体開催時に詰ってしまった事があった事から、改修する計画はございますか？今後の対応についてご教示下さい。	現時点では、改修する予定はありません。これまでも大会主催者が開催規模に応じて仮設トイレを設置するなどの措置を講じております。なお、自主事業として指定管理者が実施することを妨げるものではありません。
10	(別紙1) 栃木県ライフル射撃場指定管理業務に関する仕様書	20	施設維持管理業務仕様書2業務内容(2)維持管理業務才敷地内除草等業務	本業務における作業範囲をご教示下さい。	敷地内はもとより、敷地境界付近や水路付近の除草など施設の維持管理上必要な部分も対象となります。
11	その他			通常の利用時間外の延長料金の設定がございしますが、経費の増額分についてはどのようにお考えでしょうか？また、減免対象の大会等の経費についてもご教示下さい。	いずれの経費も委託料の上限額の中での対応となります。
12	その他			第1、第3射場のバツフル、バックストップに破損、第1、第2射場の床にひび割れがみられますが、令和6年4月以降、指定管理が開始されるまでに補修は行われますか、また、新たな指定管理者が補修を行うことになるのかご教示ください。	補修等については、利用上の支障や利用者の安全性を勘案し実施することとなります。指摘箇所については、現時点では、県による補修等の予定はありません。また、補修を行う者については、（別記4）施設の改築及び修繕等の実施区分により判断することとなります。

13	その他			ライフル射撃場利用許可申請書（別記様式第1号（第3条関係）はA4サイズの複写式の書面を使用していますが、この書式は記入事項が多い、銃砲許可番号を記入しなければならない（他の射撃場の許可証番号）、サイズが大きすぎる、などの利用者から不評であると聞きます。令和6年4月以降の指定管理開始時期までに改善されるのかご教示ください。	現時点では、変更予定はありません。なお、様式のサイズについては、指定管理者の裁量に委ねております。
14	その他			第1射場（小口径ライフル・50m）では空気銃の使用が認められていますが、現状では5.5mmを上限に指定されています。他の射撃場と同様に7.62mm口径まで利用できるように今後変更予定があるのかご教示ください。	現時点では、変更予定はありません。
15	その他			秋から冬にかけては営業時間内に日没してしまうため、日没後、特に第2射場裏側の駐車場が真っ暗になってしまい、お客様や従業員が帰る際、大変に危険な状態となっております。駐車場に照明設備を設置する予定はあるのかご教示ください。	現時点では、照明設備を設置する予定はありません。
16	その他			第3射場監視の壕は目前に山があるため、雨水が直接流れ込んで来ます。現状のコンクリート床では滑りやすく危険でもあり、ここに排水設備を設置する予定はあるのかご教示ください。	現時点では、排水設備を設置する予定はありません。
17	その他			電子標的SIUSの日本ライフル射撃協会公認料の支払いが指定期間中に発生いたします。この公認料（250万円を想定）は指定管理料に含まれるのでしょうかご教示ください。	指定管理業務委託料には含まれていません。
18	栃木県ライフル射撃場指定管理者公募要領	9	(別紙1)申請者の応募資格	申請者の応募資格項目中3.その他でインボイス登録を受けた事業者又は受ける予定の法人その他の団体とありますが、当協会は任意の競技団体であり消費税等は徴収をしていないし、納税義務者でもないのでインボイス登録が認められないと考えます。従って、指定管理者として応募資格がないということになるのではないのでしょうか。	指定管理業務中、利用者と課税取引が生じるため、消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求者発行事業者として登録が必要となります。なお、個別具体的な判断は、所管する税務署に相談してください。

19	(別紙1) 栃木県ライフル射撃場指定管理業務に関する仕様書	13	第4管理運営体制	<p>教習射撃指導員は管理者と兼務できないので留意すること。とありますが、指定射撃場に教習射撃指導員を配置しなければならないことは銃刀法に規定されてますが、兼務できないということは法的には規定されていないと思います。また、教習射撃ではなく、技能講習や練習射撃指導なら兼務が許されるのかどうか伺います。</p>	<p>銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第47条第2項口にて管理方法が記載されており、「教習射撃指導員の業務が公正に行われるよう指導及び監督をすること。」とあり、管理者と教習射撃指導員を兼務することにより、適切な指導及び監督を実施することができないおそれがあるため、兼務ができないこととしております。</p> <p>本趣旨からも、教習射撃指導員として実施する技能講習や練習射撃指導も同様に兼務ができません。</p>
----	----------------------------------	----	----------	--	---